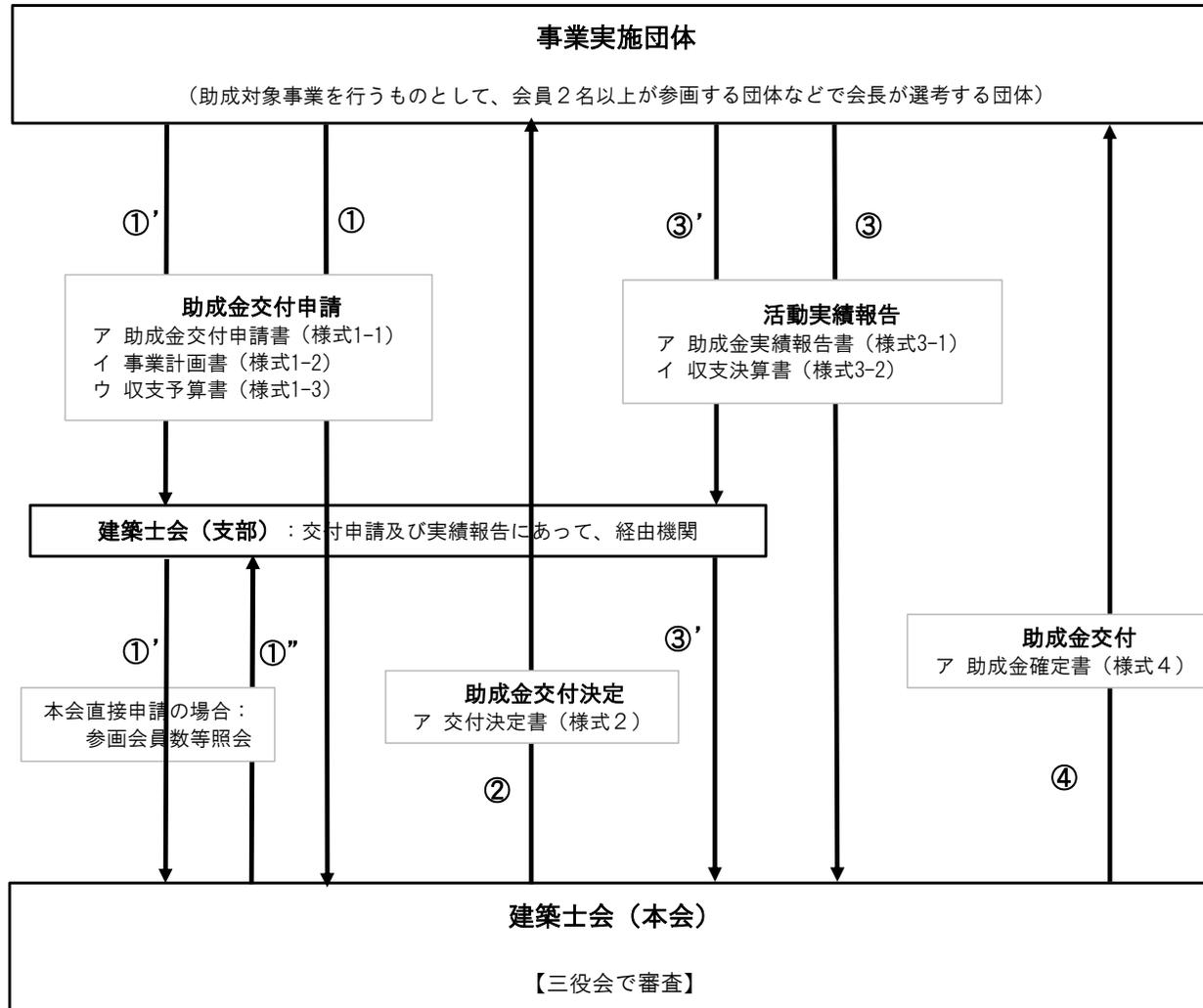


地域貢献活動基金助成金事業の流れ図

2023 (R5) . 6. 30
長野県建築士会



1 助成金対象事業

- (1) 地域の街づくり活動
- (2) 景観の保全・育成活動
- (3) 自然環境の保全形成活動
- (4) 居住環境の保全・整備活動
- (5) 福祉環境の整備活動
- (6) 地域の防災活動
- (7) 歴史的遺産の再生と活用
- (8) その他、地域貢献活動として認められる事業

2 助成対象団体

助成対象団体は、次の各号に掲げるもので、活動目的の重要性、公益性、実績等について建築士会会長が選考する団体とする。
また、同一活動団体による同一テーマへの継続助成は3年を限度とする。

- (1) 建築士会に3年以上所属する会員2名以上が参画する非営利団体等
- (2) 建築士会の支部、委員会等が地域住民または他団体（非営利）と連携する組織

3 助成対象事業費

助成対象事業費は、第2項各号に掲げる事業の実施に要する経費から、他の団体等からの助成金、受託金等を控除した金額のうち会長が認める額とする。

4 事業実施期間

原則として、建築士会の事業年度（4月1日から3月31日）単位の事業とする。

ただし、継続事業の場合は3事業年度を限度とする。また、すでに完了した事業については対象としない。

5 助成額

3で認められた助成対象事業費の2分の1以内とする。